

春日井市多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の農用地、水路等の地域資源の保全及び質的向上を図る組織が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内において春日井市多面的機能支払交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「農林水産省要綱」という。)及び多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「農林水産省要領」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者は、農林水産省要綱別紙6に定める活動組織とする。

(交付の対象経費等)

第3条 交付金の種類及び交付金の交付の対象となる経費は、別表第1に掲げるとおりとし、第5条の規定による活動組織の事業計画が認定された年度の4月1日以後に実施した活動に係る経費を対象とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

(事業計画の認定)

第5条 交付金の交付を受けようとする活動組織は、農林水産省要綱別紙1第6第4項及び別紙2第6第4項の規定により事業計画(以下「事業計画」という。)を作成し、市長の認定を受けるものとする。

(交付の申請)

第6条 交付金の交付を申請しようとする活動組織は、多面的機能支払交付金交付申請書(第1号様式)を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じ現地調査等を行い、交付金の交付を適当と認めるときは、多面的機能支払交付金交付決定通知書（第2号様式）により活動組織に通知しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第8条 交付金の交付の申請をした活動組織は、交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付金の交付申請の取下げをすることができる。

（交付金額の変更）

第9条 活動組織は、事業計画の変更等により交付金の額を変更する必要があるときは、直ちに第6条の規定に準じて多面的機能支払交付金変更交付申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、第7条の決定を変更し、多面的機能支払交付金変更交付決定通知書（第4号様式）により、活動組織に通知しなければならない。

（交付金に係る会計経理）

第10条 交付金の交付決定を受けた活動組織は、別表第1第1項の交付金に係る経費と同表第2項の交付金に係る経費を区分しなければならない。

（実績報告）

第11条 活動組織は、農林水産省要綱別紙1第6第7項及び別紙2第6第7項の規定に基づく実施状況の報告を当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じ行う現地調査等により、当該交付金の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認

めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、多面的機能支払交付金額確定通知書（第5号様式）により活動組織に通知しなければならない。

（交付金の交付）

第13条 交付金は、前条により交付金の額を確定した後に活動組織の請求に基づき交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第7条及び第9条による通知書を受け取った後、事業完了前においても交付金の全部又は一部を前金払により交付することができるものとする。

3 前2項の規定により交付金の交付を受けようとする活動組織は、多面的機能支払交付金（前金払）請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（活動の廃止）

第14条 活動組織は、交付金の対象となる活動を廃止しようとするときは、多面的機能支払交付金に係る活動廃止届出書（第7号様式）により市長に届け出なければならない。

（交付金の返還）

第15条 市長は、農林水産省要綱別紙1第10又は別紙2第10に定める返還が生じた場合又は前条の規定による届出があった場合は、速やかに農林水産省要領第1第16項第2号ア又は第2第18項第2号アに基づき交付金を返還させるものとし、第8号様式により活動組織に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた活動組織は、多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書（第9号様式）により返還方法について市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の届出に対して適当と認めるときは、多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書（第10号様式）により活動組織に通知するものとする。

4 前項の承認を受けた活動組織は、市長が定める期日までに交付金を返還しなければならない。

（交付金の清算）

第16条 市長は、農林水産省要領第1第12項第1号又は第2第13項第1号に定める清算に係る返還の必要が生じた時は、第11号様式により当該活動組織に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた活動組織は、多面的機能支払交付金の清算方法に係る届出書（第12号様式）により、市長に届け出て、市長が定める期日までに交付金の残額を返還しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第5条の認定を受けた活動期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、活動を継続する活動組織については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含めることができる。この場合においても、別表第1第1項の交付金と同表第2項の交付金は区分して経理に含めなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市多面的機能支払交付金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市多面的機能支払交付金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表第 1

交付金の種類	交付の対象
1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）	農林水産省要綱別紙 1 第 4 の農地維持活動及び別紙 2 第 4 第 1 項の資源向上活動（共同）に係る経費
2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動に限る。）	農林水産省要綱別紙 2 第 4 第 2 項の資源向上活動（長寿命化）に係る経費

別表第 2

交付の対象		地目	10アール当たりの交付単価
農地維持活動		田	3,000 円
		畑	2,000 円
資源向上活動（共同）	100%単価	田	2,400 円 （※2）2,000 円）
		畑	1,440 円 （1,200 円）
	75%単価 （※1）	田	1,800 円 （1,500 円）
		畑	1,080 円 （ 900 円）
資源向上活動（長寿命化）		田	4,400 円
		畑	2,000 円

【資源向上活動（共同）の交付単価について】

（※1）農地・水保全管理支払の共同活動又は資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた単価とする。

（※2）資源向上活動（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合には、交付単価に5/6を乗じた（ ）内の単価とする。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

多面的機能支払交付金交付申請書

（宛先）春日井市長

住 所

名 称

代表者氏名

多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、春日井市多面的機能支払交付金交付要綱第6条の規定により次のとおり申請します。

- 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）

金 円

- 2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動に限る。）

金 円

（備考）交付金の振込口座については、毎年度、第1回目の申請時に別添様式により指定すること。（変更交付申請時には提出不要）

(第1号様式別添)

(宛先) 春日井市長

住 所
名 称
代表者氏名

多面的機能支払交付金の振込口座について、次のとおり指定します。

1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）

交 付 金	金融機関《ゆうちょ銀行以外》											
	金融機関名									支店名		
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金											
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください） <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）					
振 込 口 座	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》											
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）					
						※						
口 座 名 義	フリガナ											
	口座名義											
	住所		(〒 -) 都 道 市 区 府 県 町 村									

2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動に限る。）

交 付 金	金融機関《ゆうちょ銀行以外》											
	金融機関名									支店名		
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金											
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください） <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）					
振 込 口 座	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》											
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）					
						※						
口 座 名 義	フリガナ											
	口座名義											
	住所		(〒 -) 都 道 市 区 府 県 町 村									

様

春日井市長

多面的機能支払交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった多面的機能支払交付金については、春日井市多面的機能支払交付金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定します。

1 交付金額

- (1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）

金 円

- (2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動に限る。）

金 円

2 条 件

- (1) 交付金の受給対象者は、この交付金に関する関係法令、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）及び春日井市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年4月1日施行）に従うこと。
- (2) 交付金の受給対象者は、交付金の交付決定前に農地維持活動（及び資源向上活動）に取り組む場合にあっては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むこと。

多面的機能支払交付金変更交付申請書

（宛先）春日井市長

住 所

名 称

代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった本交付金について、次のとおり変更したいので、春日井市多面的機能支払交付金交付要綱第9条の規定により申請します。

- 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）

追加額（又は減額） 金 円

- 2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動に限る。）

追加額（又は減額） 金 円

様

春日井市長

多面的機能支払交付金変更交付決定通知書

年 月 日付け第 号で通知した多面的機能支払交付金に対する交付決定を次のとおり変更します。

1 変更後交付金額

- (1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）

金 円（変更前交付金額 金 円）

- (2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動に限る。）

金 円（変更前交付金額 金 円）

2 条 件

年 月 日付け第 号で通知の条件に従わなければならない。

様

春日井市長

多面的機能支払交付金額確定通知書

年 月 日付けの実績報告については、交付決定の内容及びその条件に適合していますので、春日井市多面的機能支払交付金交付要綱第 12 条の規定により、次のとおり額を確定します。

交付金確定額

- 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）

金 円

- 2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動に限る。）

金 円

第6号様式（第13条関係）

多面的機能支払交付金（前金払）請求書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け第 号で（変更）交付決定の通知のあった本交付金について、春日井市多面的機能支払交付金交付要綱第13条の規定により、次のとおり交付（前金払）してください。

- 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）

金 円

- 2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動に限る。）

金 円

年 月 日

多面的機能支払交付金に係る活動廃止届出書

（宛先）春日井市長

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け第 号で認定を受けた事業計画に基づく活動を廃止しますので届け出ます。

1 対象となる事業計画
別添のとおり

2 活動を廃止する日
年 月 日

3 活動を廃止する理由

4 活動の廃止に伴う措置

春日井市多面的機能支払交付金交付要綱第15条の規定により、交付金を返還します。

5 その他参考となる書類（添付書類）

様

春日井市長

多面的機能支払交付金の返還について（通知）

多面的機能支払交付金の支払済み交付金について返還事項が確認されましたので、春日井市多面的機能支払交付金交付要綱第 15 条の規定により、次のとおり返還してください。

1 返還事項

2 返還金額

対象交付金	返還額	返還の対象となる期間
農地維持支払交付金	円	箇年分
資源向上支払交付金 (長寿命化を除く。)	円	箇年分
資源向上支払交付金 (長寿命化に限る。)	円	箇年分
計	円	

3 返還方法

(1) 別に送付する納付書により返還してください。なお、振込手数料については、交付金の充当はできません。

(2) 返還期日

年 月 日

多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書

（宛先）春日井市長

住 所

名 称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で通知のあった多面的機能支払交付金の返還方法について、次のとおり届け出ます。

交付金の返還方法

項 目	農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金 （長寿命化を除く。）	資源向上支払交付金 （長寿命化に限る。）
組織の資金から返還	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年度多面的機能支払交付金の相殺により対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつける。

様

春日井市長

多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書

年 月 日付けで届け出のあった多面的機能支払交付金の返還方法については、次のとおり承諾します。

交付金の返還方法

項 目	農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金 (長寿命化を除く。)	資源向上支払交付金 (長寿命化に限る。)
組織の資金から返還	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年度多面的機能支払交付金の相殺により対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつける。

様

春日井市長

多面的機能支払交付金の清算について（通知）

年 月 日付けで提出のあった多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書を確認した結果、事業計画に定める当該事業の活動期間終了年度となる 年度末に交付金の残額がありますので、春日井市多面的機能支払交付金交付要綱第 16 条の規定により、次のとおり通知します。

1 清算金額

区 分	清算金額
農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（長寿命化を除く。）	円
資源向上支払交付金（長寿命化に限る。）	円

2 返還期日

年 月 日

年 月 日

多面的機能支払交付金の清算方法に係る届出書

（宛先）春日井市長

住 所

名 称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で通知のあった多面的機能支払交付金の清算方法
については、次のとおり届け出ます。

清算方法等

項 目	清算金額	清 算 方 法	
		返 還	新たな事業計画 へ繰入れ
農地維持支払交付金及び 資源向上支払交付金 （長寿命化を除く。）	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資源向上支払交付金 （長寿命化に限る。）	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつける。